

### 第32回水戸市農業委員会総会会議録

会長 笹沼恭一は、令和8年2月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

#### 出席委員（22名）

1番 岡田 幸一	2番 松橋 裕子	3番 笹沼 恭一
4番 市村 正司	5番 安藏 久男	6番 飛田 信広
7番 小松崎 陽子	8番 一木 克昭	9番 安 邦弘
10番 皆川 晃	11番 吉澤 勇	12番 大圖 金雄
13番 軍地 美代	14番 渡邊 京子	15番 外岡 健寿
16番 雨貝 裕	17番 関 成一	18番 高安 幸一
19番 雨谷 克己	20番 深谷 泉	21番 今関 征一
24番 高橋 基		

#### 欠席委員（なし）

#### 事務局

事務局 長	吉川 正浩	次 長	岩間 雅徳
次 長 補 佐 兼調査広報係長	海野 尚史	農地係 長	谷津 知一
農地係	塚田 一平	農地係	野村 俊貴

#### 内 容

##### 1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について

##### 2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第4号 制限除外の農地の移動届について

報告第5号 特定農地貸付けに関する市民農園廃園届について

## 会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから総会を始めます。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

会 長 皆さん、おはようございます。

本年の2月14日に日本さつまいもサミットというのが開催されます。その中で全国で4人が表彰されまして、うれしいことに、緑岡地区の農地利用最適化推進委員の佐藤力也君がその中に入りました。彼はまだ農業就業して3年と日は短いのですが、日頃、努力をしておいて、初年度は大変失敗をしました。しかし、今は10ヘクタールもサツマイモを栽培して、それから今までの食味などへの取組、そういったことが評価をされまして、明日幕張メッセで表彰していただく予定です。本当にうれしいことだと思っております。

いよいよ我々も改選を控えておいて、2月16日から農業委員の募集・推薦受付が始まります。そういうことでもありますので、どうぞ本日はよろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第32回の農業委員会総会を開会いたします。どうぞよろしく願いいたします。

本日の出席委員は全員出席しております。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。  
18番の高安幸一委員、19番の雨谷克己委員、よろしく願いいたします。

初めに、議案の取下げがあります。

事務局から説明を求めます。

事務局 議案の取下げがございますので、お手元の第32回総会と記載された用紙をご覧ください。

取下案件は1件です。

議案書の8ページの最下段になります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第19項になります。令和8年2月9日に、申請人から取下願が提出されたことによる取下げです。

説明は以上でございます。

議 長 次に、議案の訂正があります。

事務局から説明を求めます。

事務局 議案の訂正がございますので、お手元の第32回総会と記載された用紙をご覧ください。

訂正案件は議案書の7ページの上から3段目になります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第12項です。

訂正内容は、資料のとおり土地の地番が誤っておりました。

おわびして訂正いたします。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局に説明を求めます。

事務局 第32回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が17件、農地法第4条の審議案件が1件、農地法第5条の審議案件が19件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が8件、農地法第4条の届出が4件、農地法第5条の届出が14件、制限除外の移動届が3件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして66件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を17番の関成一委員をお願いいたします。

(「はい」の声あり)

議 長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いた

します。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われま。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自宅に隣接し自家消費するため、申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件につきまして、渡人の住まいから申請地までの距離がかなりありまして管理が大変だということで、この件につきまして申請地の近隣に住んでいる受人が譲り受け家庭菜園を行ってよいということで話が進みましたので、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らしまして許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項から第10項までは関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項、第6項、第7項、第8項、第9項及び第10項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

契約内容は、全て売買であります。受人は、経営規模拡大のため申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われま。皆様の審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番, 一木です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当であると思われます。皆様の審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次に，第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第  
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

市村委員 4番，市村です。

この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますの  
で，皆様のご審議よろしく願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが，契約内容は，売買であります。受人は，自宅に近接し  
自家消費するため，申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番, 市村です。

この案件につきまして, 調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, 皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第16項を上程いたしますが, この案件は14番, 渡邊委員が関係しておりますので, 農業委員会等に関する法律31条議事参与の制限の規定に基づき, 一時退席いたします。

(渡邊京子委員一時退席)

議 長 事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが, 契約内容は賃貸借であります。貸借人は, 再就農のため, 申請地を賃借し耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番, 飛田です。

14番, 渡邊委員の代理として調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われるので, 皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

それでは, 渡邊委員に着席を求めます。

(渡邊京子委員着席)

議 長 次に, 第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議よろしくお願  
いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。  
第1項を上程いたします。  
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は、議案書のとおり是正するため、始末書を添え  
ての申請でございます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議お願いいた  
します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

まず、第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、市街化区域に近接し住宅等が連たんしていることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地  
に囲まれた小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており  
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番, 皆川です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議お願いいた  
します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第6項及び第7項は関連があります。まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項及び第7項は関連がございますので, まとめてご説明いたします。

契約内容は両案件とも使用貸借でございます。借人は、市街地に近く立地条件がよいので店舗兼共同住宅を建築し、併せて店舗の従業員用駐車場が不足するので駐車場を設置したい旨の申請でございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、第6項につきましては、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討の結果、第6項、第7項ともに法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのご意見でございます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

雨谷委員 19番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地  
や線路に囲まれた小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されま  
す。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

高橋委員 24番, 高橋です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろし  
く願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公共  
投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思  
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番, 市村です。

この案件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われるので, 皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 広がりのある農地であることから, 第1種農地と思料されますが, 農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番, 市村です。

この案件につきましても調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われるので, 皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われましますので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせま。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われましますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 農政課、齋藤よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙1をご覧ください。

それでは、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和8年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積46万8,225平方メートル、畑が設定面積9万7,618平方メートル、設定者140名、取得者51名でございます。賃借権等の設定日は、令和8年4月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第4号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしで回答するということをご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和8年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積3万2,239平方メートル、畑が設定面積1,123平方メートル、設定者2名、取得者5名でございます。なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。賃借権等の設定日は、令和8年4月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

（事業担当課退席）

議 長 次に、報告事項について事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交

付いたしました。

報告第4号につきましても資料のとおりでございます。

続きまして、報告第5号 特定農地貸付に関する市民農園廃止届についてでございますが、資料のとおり市民農園を廃園する届出がございました。廃園予定日は令和8年3月31日でございます。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第32回総会を閉会いたします。

ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時05分